

## 職員の懲戒処分について

本件、令和6年7月12日に、庄原消防署高野出張所で保管していた通信運搬費3千円の紛失が判明した。直ちに職員で捜索するとともに、保管状況などの聞き取り調査を行なったが発見には至らず7月19日に、庄原警察署へ被害届を提出した。

その後警察により、同出張所職員への任意の事情聴取が行われ、8月28日に、職員が窃取を認めた。これを受け、当組合においても当該職員への事実確認を行ない、施錠されたロッカーから複数回にわたり通信運搬費を窃取し生活費に充て、月末に元の場所に戻す行為を繰り返していた事実を確認した。

これにより、本件に係る職員の処分等について「備北地区消防組合職員分限・懲戒審査委員会」において審査を行ない、次のとおり懲戒処分を発令した。

なお、窃取した通信運搬費については返済されている。

### 1 処分年月日

令和6年9月19日

### 2 被処分者及び処分内容等

(1) 職名・年齢・性別

消防副士長・30歳・男性

(2) 所属名

庄原消防署高野出張所

(3) 処分内容

懲戒免職

(4) 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当  
地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反

### 3 管理監督責任者

管理監督責任者については、消防長、庄原消防署長を訓告とした。

当該職員による行為は、住民の皆様の信用を著しく損なうものであり、心から深くお詫び申し上げます。

この度の不祥事を厳粛に受け止め、全体の奉仕者としての使命を再度認識し、より一層の服務規律と綱紀粛正の徹底を図るとともに、住民の皆様の信頼回復に向けて、全力を尽くしてまいります。

備北地区消防組合消防本部 消防長